

令和 5 年 5 月 14 日現在

機関番号：33704

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2022

課題番号：19K13348

研究課題名（和文）「律令制下の荘園」の総合的復原に関する研究

研究課題名（英文）Research on the Comprehensive Reconstruction of Large-Scale Land Management under the Ritsuryo System

研究代表者

北村 安裕 (Kitamura, Yasuhiro)

岐阜聖徳学園大学・教育学部・准教授

研究者番号：50646263

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,800,000円

研究成果の概要（和文）：「律令制下の荘園」について総合的に解明することを目的として、大化以前からの大土地経営との関係に留意しつつ、大土地経営・交通に関する遺跡等に関する地域情報や現地調査の結果も活用し、8世紀の大土地経営の存在形態・特性について検討を進めた。平安後期の荘園への展開について研究するための史料研究も含め、著書（共著）4冊、論文6本（うち単著1本、共著5本）、書評3本の研究成果を得た。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、「初期荘園」として把握されてきた8世紀中期～9世紀の荘園について、大化以前の大土地所有や、平安後期の荘園との関係も含めてとらえ直す意義を有しており、日本列島の歴史の中でも重要な要素である大土地所有の歴史的展開を把握するための基盤となりうる研究である。また、本研究で得られた知見と他地域のあり方を比較検討することによって、関連する学問分野の発展にも寄与しうる。さらに本研究は、古代の地域の歴史的環境の復原によって地域の歴史資産を見直す契機ともなり得るものであり、研究の過程で明らかとなった前近代日本の土地と人の関わりを通じて現代における環境問題を再考する一助となることも期待できる。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study was to comprehensively investigate the "Manors under the Ritsuryo System." It involved examining the large-scale land management in the 8th century through analysis and on-site investigations, as well as exploring the land management and land system of preceding and subsequent periods, along with their underlying factors. It also obtained research results including source studies for studying the expansion of manors in the late Heian period, comprising four books (co-authored), six articles (including one single-authored and five co-authored), and three book reviews.

研究分野：日本古代史

キーワード：大土地経営 荘園 古代史料

1. 研究開始当初の背景

(1) 8世紀中期～9世紀の荘園に関する研究

8世紀から9世紀にかけては、7世紀を通じて摂取されてきた律令体制が定着し、前近代を通底する国制の基本が整う、日本列島の歴史の上で重要な時期である。土地所有史の分野においても、この時期は平安時代以降の土地所有のあり方の直接的な出発点となっており、その分析は日本列島における社会の発展を考えていく上で重要な位置を占める。従来、8世紀中期～9世紀の大土地所有(荘園)は、本格的な荘園に先行する「初期荘園」と定義され、律令体制の衰退から生じた存在とみられてきた。1950年代以降、比較的史料の多い北陸の東大寺領荘園を中心として、経営の方式、政治史との関係、地域による差異と類型、所在地と農業環境など、多様な研究が進められたが、これらの研究は、専ら平安中期以降の荘園との比較によって、この時期の荘園の特徴を分析するものだった。1980年代後半に入ると、新たな論点は提示されなくなり、全体として研究は停滞していった。

(2) 研究の見直しの必要性 大土地所有研究から

かつては、「大化の改新」でそれまでの大土地所有(以下、大化以前の大土地所有)が廃止されたが、律令体制の乱れによって743年に墾田永年私財法がだされ、そこから新たに「初期荘園」が出現したと考えられてきた。しかし、近年の研究の進展の結果、大化以前の大土地所有は、形を変えながら存続していったことが明らかになった。したがって、8世紀中期以降の荘園は、単に本格的な荘園に先行する「初期荘園」なのではなく、大化以前の大土地所有が変化したものであり、律令体制様式とも共存する存在としてとらえうる。そこで必要になってくるのが、律令制以前の大土地所有から8世紀中期以降の荘園への展開過程の復元や、両者の比較研究である。また、両者のつながりを考慮することで、これまで知られていなかったこの時期の荘園を発見できる可能性も生じてきた。

(3) 研究の見直しの必要性 地域社会研究から

1980年代の後半頃より、国土の開発にともなって遺跡の発掘事例が増加し、地方の官衙(役所・駅など)や交通路に関する遺構・出土文字資料に関する情報が大幅に増えた。これらとの関係を明らかにすることは、荘園の経営・機能を知る上で重要であるが、8世紀中期からの荘園に関する研究が1980年代後半より沈滞したこともあって、こうした情報は研究に十分には取り入れられていない。官衙・交通路に関する遺跡・出土文字資料に関する情報の集積と、荘園研究への利用は、研究を進展させる上で喫緊の課題となっているといえる。

(4) 研究上の課題

以上より明らかになった、8世紀中期～9世紀の荘園研究の課題は次の点である。

大化以前の大土地経営からの展開過程を、各時期の政治的動向や、律令制的土地制度の特徴・影響なども考慮しつつ復元していく必要がある。

上記の結果をふまえて、大化以前の大土地経営との比較研究を行うことで、この時期の荘園の分布を精査し、さらにその特性について考究していく必要がある。

この時期の荘園が展開する地域について、地方の官衙や交通路に関する知見を集約し、それらとの関係を分析するとともに、現地調査を実施して、荘園の機能・経営を地域に即して解明していく必要がある。

2. 研究の目的

本研究は、8世紀中期～9世紀の荘園の形成過程・分布・特性・機能・経営について、(1)大化以前の大土地所有との関係、(2)地域の官衙・交通路との関係、から総合的に復原し、古代における大土地所有の展開全体の中に位置づけることで、「律令制下の荘園」として再定義することを最終的な目的とする。研究の核心となる学術的な問いは、次の3点である。

「律令制下の荘園」は、どのようにして形成されたのか？

「律令制下の荘園」は、どのような特徴を有するのか？

「律令制下の荘園」は、いかなる機能を有し、どのように経営されていたのか？

以上の目的を達成するために、(1)大化以前の大土地所有との比較研究、(2)地域史料の集約的研究、という2つの方向性からアプローチを行う。

3. 研究の方法

(1) 大化以前の大土地所有との比較研究

形成過程 大化以前の大土地所有がどのような過程を経て「律令制下の荘園」へと変化したのか明らかにする。その際には、「大化改新」から8世紀中葉にいたるまでの政治過程の復元や、班田収授制を基本とする律令制的土地制度の特性・展開の考察も必要に応じて行う。

分布 「律令制下の荘園」が存在した8～9世紀の文献史料を精査するとともに、大化以前の大土地所有が8世紀以降へと連続していった可能性を追求していくことで、従来知られていなかった「律令制下の荘園」を検知し、その分布を明確にする。

特性 の結果をもとに、「律令制下の荘園」と大化以前の大土地所有の経営・機能に関する共通点・相違点を明確化し、 から得た知見も考慮しながら「律令制下の荘園」の特性を明らかにしていく。

(2) 地域史料の集約的研究

地域情報の集積 文献史料に恵まれた東大寺領北陸荘園について、官衙・交通路に関する遺構・出土文字資料の情報を集約してデータベースを構築する。

現地調査 で情報を集約した地域の現地調査を実施し、地名・水利・微地形を記録する。

機能・経営 官衙・交通路との関係や、現地調査の知見から、荘園の具体的な機能や経営の実相について考察する。

4. 研究成果

(1) 大化以前の大土地所有との比較研究

8世紀中葉の大土地所有について、大化以前の大土地所有との共通点・相違点に着目して特徴を明らかにするとともに、7世紀から8世紀にかけての大土地所有の転生過程や、それに対する規制の展開、およびその相互関係について考察を進めた(『テーマで学ぶ日本古代史 社会・史料編』および次年度刊行予定の著書)。また、大土地所有や土地経営に関する政策・法令に関する内容を含む書評を発表した(「書評と紹介 松田行彦著『古代の国家と土地支配』」、「書評 山口英男『日本古代の地域社会と行政機構』」、「書評 吉村武彦著『日本古代の政事と社会』」)。

以下、その梗概を簡潔にまとめたい。

大化以前の大土地所有との関係

大化以前には、ミヤケ・タドコロなどの形で大土地経営が展開し、ある程度の広さで占定された土地が水田・八タケ・牧など様々な用途で利用されていた。この点は、律令制下の大土地経営とも共通する要素である。一方で、これらの大土地経営は貢納・奉仕を基盤とした当時の社会構造に依存して存在していた。このため、「大化の改新」によって旧来の貢納・奉仕のあり方が転換すると、大土地経営のあり方も変化を余儀なくされた。豪族層の土地経営自体にも掣肘が加えられ、長期的にみれば律令制下の大土地経営への変化をうながす結果をもたらしたと考えられる。

8世紀における墾田法の展開

律令制下の土地制度は熟田を集中的に把握・管理するものであり、田令には一般的墾田の扱いに関する条項はなかったと考えられる。711年（和銅4）には貴族らによる開墾に一定の手続きが導入され、723年（養老7）の三世一身法では、一定年限の墾田の所有が認められるようになった。743年（天平15）には墾田永年私財法が出され、身分に応じた限度額を設けつつ、墾田の永年私有が認められた。これは条里呼称法の導入や班田図の整備と相まって、政府の土地支配を強化する内容であった。貴族ら大土地経営を推進する側にとっても、墾田法の整備はそれ以前から続いていた大土地経営に正当性を付与する意義があり、大土地経営は政府によって公認された「田」の所有を中心としたものに転換していった。律令制下の荘園はこうした前提のもとに展開することになる。

律令制下の荘園をめくって

墾田永年私財法以降に展開した律令制下の荘園については、東大寺領北陸荘園の検討から、国郡行政機構との関係が深かったことや、公田賃租に近い経営方式であったことなどがすでに明らかにされている。ただし、従来の研究は私財法以降に国家機構の一部である造東大寺司によって開発・経営された荘園の分析を中心としており、私財法が経営の出発点であることが暗黙の前提となっていた。しかし、実際にはそれ以前から続く土地経営が私財法によって「墾田」として顕在化したものも広範に存在したと考えられ、これらの総体として律令制下の荘園はとらえ直されるべきである。東大寺領北陸荘園についても、新規に開発が進められたもの以外にも、従前からの地域有力者の土地経営をとらえなおしたのものや、中央から移動した者による土地経営を基盤としたものなど、その内実は多様だった。今後は、律令制下の荘園の多様な内実を前提としつつ、個別的な検討を進めていきたい。

(2) 地域史料の集約的研究

東大寺領北陸荘園を中心として、官衙・交通路に関する遺構・出土文字資料の情報を集約するとともに、北陸とその他の地域の現地調査を実施し、大土地所有の具体的な機能や経営について明らかにする研究を進めた。2019年度には、福井県福井市・坂井市に所在する東大寺領故地の予備調査や、兵庫県たつの市・太子町の水上交通拠点や法隆寺領故地の調査、奈良県五條市における栄山寺領および栄山寺所蔵史料の調査等を実施した。2020～21年度は、新型コロナウイルスの蔓延にともなう移動自粛措置にとまらぬ、十分な現地調査活動を実施することができなかつたため、主として東大寺領北陸荘園や美濃・飛騨地域に関わる文献史料の再検討を行った。

2022 年度には、再び出張調査が可能となったため、富山県富山市・入善町における荘園や土地経営に関わる遺跡の調査や、滋賀県大津市における水上・陸上の交通関係遺跡の調査などを実施した。以上の活動の成果として、飛驒国の立国事情に関する論文を次年度に発表する予定であり、また東大寺領越前国桑原荘の機能・経営に関する成果を含む著書（共著）を次年度刊行するとともに、同荘に関する論文を次年度に発表する予定である。

（3）その他の展開

律令制下の大土地所有の周辺事情について

律令制が本格的に始動すると、国ごとに国司が派遣され地方支配を担っていくことになる。その役割は当初は限定的だったが、和銅～養老期に積極的な地方政策が推進される中で、国司の権限も拡充・強化されていった。8世紀中葉の大土地所有が進展していく過程では国司の果たした役割が大きかったことがすでに指摘されているが、その前提として8世紀における国司の権限・役割の変化を検討する（「奈良時代の国司について」）とともに、和銅～養老期を代表する国司である美濃守笠麻呂を通じて当時の国司のあり方について明らかにした（『人物で学ぶ日本古代史』2）。

墾田永年私財法が出され、8世紀における大土地所有が進展していく背景となった聖武朝の政治過程についても検討した。その結果、天然痘流行後の政治不安・社会不安を払拭する社会統合の象徴として聖武が大仏造営を企図し、遷都を方便として抵抗を抑えつつ造立事業に邁進していったことや、遷都問題が逆に官人層の分裂を招いてしまったこと、平城京への遷都が大仏造立を推進する聖武と遷都問題の決着をはかりたい元正太上天皇や官人層との妥協によって成立したこと、などを明らかにした（『古代史講義【宮都篇】』）。

平安後期の荘園への展望

古代の大土地所有は平安時代にも引き継がれていったが、11世紀にかけて地域の有力者が貴族や寺院に開発した土地を寄進する動きも活発化し、これらの荘園は数度の荘園整理令を経て、公的な位置づけと特権を得て中世荘園へと転換していった。律令制下の荘園の特徴をより明確化する上でも、11世紀における荘園の確立過程を明らかにしていくのは重要であるが、史料的不足もあって十分な解明が進んでいなかった。そこで、この時期の重要史料である源俊房の日記『水左記』について、原本や良質な写本に基づく本文を翻刻し、その内容を注解する共同研究を行った（「『水左記の研究』 康平七年閏五月～六月」「『水左記』註釈 康平七年四月～閏五月」「『水左記』の研究 康平七年九月～十一月」「『水左記』の研究 治暦元年四月～六月」）。期間内には康平年間の作業を終了し、今後も継続する予定であり、これと平行して、『水左記』に関する研究結果を活用しながら平安後期荘園についての検討を進めていく。また、『新猿楽記』に見える架空の理想的農業経営者である田中豊益に関する記述を検討し、11世紀の地方有力者の農業経営の様子について明らかにした（『人物で学ぶ日本古代史』3）。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計9件（うち査読付論文 8件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 5件）

1. 著者名 北村安裕	4. 巻 132-2
2. 論文標題 書評 吉村武彦著『日本古代の政事と社会』	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 史学雑誌	6. 最初と最後の頁 174-181
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 北村安裕、久米舞子、重田香澄、堀井佳代子	4. 巻 62
2. 論文標題 「『水左記』の研究 治暦元年四月～六月」	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 岐阜聖徳学園大学紀要 教育学部編	6. 最初と最後の頁 88-76
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 北村安裕、磐下徹、黒須友里江、重田香澄	4. 巻 61
2. 論文標題 『水左記』の研究 康平七年九月～十一月	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 岐阜聖徳学園大学紀要 教育学部編	6. 最初と最後の頁 142-125
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 北村安裕、久米舞子、黒須友里江、重田香澄、堀井佳代子	4. 巻 60
2. 論文標題 『水左記』の研究 康平七年閏五月～六月	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 岐阜聖徳学園大学紀要 教育学部編	6. 最初と最後の頁 90-75
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 磐下徹、久米舞子、北村安裕、堀井佳代子、宮川麻紀	4. 巻 72
2. 論文標題 『水左記』註釈 康平七年四月～閏五月	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 人文研究	6. 最初と最後の頁 173-161
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 北村安裕	4. 巻 871
2. 論文標題 書評と紹介 松田行彦著『古代の国家と土地支配』	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日本歴史	6. 最初と最後の頁 98-100
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 北村安裕	4. 巻 1005
2. 論文標題 書評 山口英男『日本古代の地域社会と行政機構』	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 歴史学研究	6. 最初と最後の頁 54-57
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 北村安裕	4. 巻 725
2. 論文標題 奈良時代の国司について	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 歴史と地理	6. 最初と最後の頁 27-30
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 北村安裕・磐下 徹・堀井 佳代子・宮川 麻紀	4. 巻 58
2. 論文標題 『水左記』の研究 康平七年正月～四月	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 岐阜聖徳学園大学紀要 教育学部編	6. 最初と最後の頁 69-86
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計4件

1. 著者名 新古代史の会	4. 発行年 2022年
2. 出版社 吉川弘文館	5. 総ページ数 288
3. 書名 人物で学ぶ日本古代史 2	

1. 著者名 新古代史の会	4. 発行年 2022年
2. 出版社 吉川弘文館	5. 総ページ数 280
3. 書名 人物で学ぶ日本古代史 3	

1. 著者名 佐藤 信、新古代史の会	4. 発行年 2020年
2. 出版社 吉川弘文館	5. 総ページ数 270
3. 書名 テーマで学ぶ日本古代史 社会・史料編	

1. 著者名 佐藤信編	4. 発行年 2020年
2. 出版社 筑摩書房	5. 総ページ数 304
3. 書名 古代史講義【宮都篇】	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------